

分別により「ごみ」を減らし「資源物」を増やそう

飯山市のごみの現状

ごみ減量のため

一人ひとりの心がけを

私たちが生活をしていく上で、どうしてもごみは出てしまうものです。

ごみの処理に多額の費用がかかり、最近では、ごみ処理の有料化を判断せざるを得ない自治体も増えています。

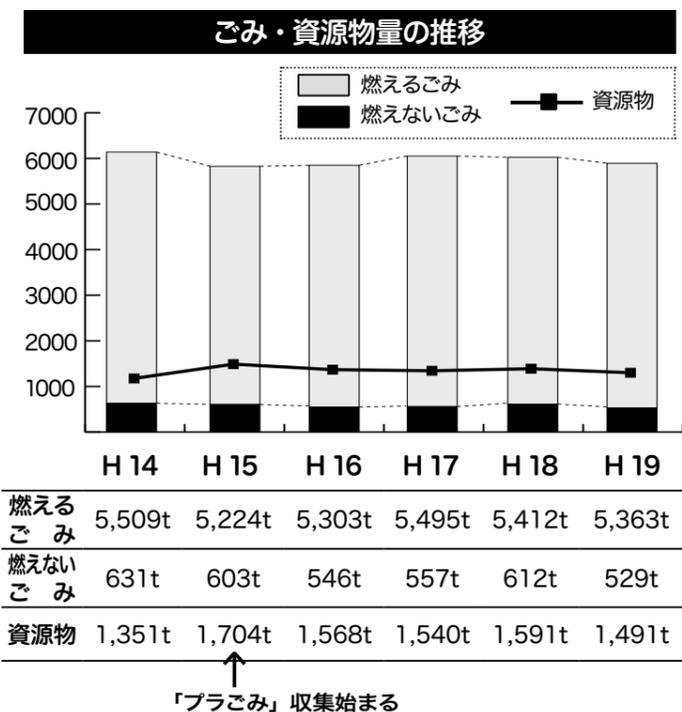
一方、資源としてリサイクルできるものまで、「ごみ」として捨てられています。現状が見受けられます。ごみを出さないことはできませんが、一人ひとりがごみを正しく分けて出すことが大切です。飯山市の燃えるごみの処理量は、年間約

5千トン強となっております。その中にはきちんと分別さえすれば資源となるものも多く含まれています。

ごみの減量はとても大変なことと考えてしまいがちですが、今まで「燃えるごみ」として出していた資源物を分別するだけで、燃えるごみの減量につながります。

飯山市でのごみ減量は...

市では昨年度「平成17年度可燃ごみ処理量の1%（約55トン）削減」を目標に掲げ、ごみ減量に取り組んできました。その結果、平成19年度の燃えるごみの量は18年度対比で0.9%減、目標の17年度対比では2.4%、約1322トンの減となりました。（上グラフ参照）



燃えるごみの量は、ここ数年の推移では平成17年度にピークを迎え、その後わずかながら減少傾向にあります。一方、資源物の量は、平成18年度では前年よりも3%ほど上回りましたが、19年度では前年度比で6.3%、17年度対比でも3%減少しています。

このように、ごみの量は減少傾向にあります。その

「廃棄物減量等推進審議会」活動報告

審議会では目標として平成23年までに20%のごみ減量としました。審議会の活動としては、審議と並行して、ごみ減量啓発活動や減量具体策の研究を進めています。



5月27日には市内大型スーパーと消費者団体との懇談会を開催し、レジ袋削減マイバッグ運動や各店における廃棄物減量状況、消費者からの要望等について意見交換がなされ、今後とも定期的な懇談の継続を確認しました。



また6月3日には生ごみ堆肥化など減量実践事例を学び具体化策の参考にしようと、下諏訪町の「生ごみ減容リサイクル事業」を視察してきました。

これによりお知らせしていますが、「何をどうやって分別すれば、ごみ減量につながるのか分からない」など、お問い合わせが多数寄せられています。

そこで、市では減量につながるごみの出し方や、冊子に載っていないごみの出し方などを説明する懇談会の開催を各集落にお願いしています。区の行事や会議の開催にあわせ、ぜひ、ごみ減量集落懇談会の開催をご検討いただき、市役所市民環境課生活環境係（☎3111 内線191、192）までお申し込みください。

ごみ減量集落懇談会を開催します

ごみの出し方や資源物の分別方法については「家庭ごみ・資源物の出し方分け方ポスター」や「ごみの分け方・出し方ガイド（冊子）」

「タイヤロック」導入しました

市では税の公平性を守るため、自動車用車輪止め（タイヤロック）を導入しました。これは、再三の督促・催告にも関わらず納税に応じない滞納者に対して、不動産・預貯金・給与等の他に、所有する自動車・バイクなどにタイヤロックを装着し、差し押さえすることとしたものです。タイヤロックされた自動車等は、滞納額を直ちに完納するか、納付の誓約をすることを条件に、差し押さえを解除します。しかし、その後も納税に応じる意思がない場合は、インターネット公売等により、売却益で滞納額を回収します。

やむを得ない事情で市税を滞納されている方は、納税についてお気軽にご相談ください。



お問い合わせ
市役所税務課収税係
☎3111
内線163、166

下水道排水設備工事責任技術者講習

平成20年度の下水道排水設備工事責任技術者講習および試験が次のとおり行われますのでお知らせします。

■更新講習
（すでに資格がある方）

- ◆実施日・会場：9月4日（木）5日（金） 長野市若里市民文化ホール
- ◆申込期間：6月30日（月）7月11日（金）（土日除く）
- 午前9時～午後5時
- ◆申込場所：市役所2階 上下水道課下水道係窓口

該当者には長野県下水道公社から八ガキでお知らせします。

■受験講習および責任技術者試験（新たに資格を得たい方）

- ◆実施日・会場：9月9日（火）講習：9月9日（火） 長野パスターミナル会館
- ・試験：10月11日（土） J A 長野県ビル
- ◆申込期間：7月28日（月）8月8日（金）（土日除く）
- 午前9時～午後5時
- ◆申込場所：市役所2階 上下水道課下水道係窓口

お問い合わせ
市役所上下水道課下水道係
☎3111 内線295

自然と遊ぼう！地球と遊ぼう！

ネイチャーゲームセミナー

自然に関する特別な知識がなくても、豊かな自然の持つさまざまな表情を楽しむことができる自然体験プログラムです。

日時 7月10日（木）午前9時～午後4時

場所 なべくら高原 森の家

参加料 無料（昼食は各自持参してください）

お申し込み・お問い合わせ
市役所観光課観光係 ☎62-3111 内線231、233

介護保険ミニ知識

②0 介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護度に応じて保険給付費の上限（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割ですが、上限を超えて介護サービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者負担となります。どのようなサービスをどれくらい利用するかは、担当のケアマネジャーと相談をしながら決定します。



| 介護サービス利用時の支給限度額 | | |
|-----------------|-----------|--------------|
| 介護度 | 1か月の支給限度額 | （左記のうち自己負担分） |
| 要支援1 | 49,700円 | (4,970円) |
| 要支援2 | 104,000円 | (10,400円) |
| 要介護1 | 165,800円 | (16,580円) |
| 要介護2 | 194,800円 | (19,480円) |
| 要介護3 | 267,500円 | (26,750円) |
| 要介護4 | 306,000円 | (30,600円) |
| 要介護5 | 358,300円 | (35,830円) |

例 要介護1の人が20万円の介護サービスを利用した場合

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 介護サービス利用料 | 20万円 |
| 支給限度額のうち保険給付分（9割） | 149,220円 |
| 限度額を超えた分 | 34,200円 |
| 支給限度額のうち自己負担分（1割） | 16,580円 |
| ⇒ 自己負担額 | 16,580円 + 34,200円 = 50,780円 |